

観光

国際行事の誘致に対する町の取り組みについて

国際行事の誘致に対する町の取り組みについて 同。

観光立国の実現に 関する計画の中に、 国の基本的な目標の 一つに「我が国における国際 会議の開催件数を平成23年 度までに5割以上ふやすこ とを目標とし、アジアにお ける最大の開催国を目指す」こ とが示されており、これまで も、民間と一緒に国際会議の 開催誘致を推進してきた。

しかし、シンガポール、韓 国などは、国際会議ばかりで なく、外国人旅客の増大、経 済効果、地域の国際化、活性 化等に大きな意味を持つ企 業等の会議や報奨・研修旅 行、イベント等の「マイル」全 般の誘致開催に取り組んで いることから、観光庁として も、国際会議以外についての 推進に取り組むため、来年 をマイルスイヤーと位置付け た。

町の取り組みとしては、国 際会議については、箱根コン

ベンシヨンビューローを設立 し、独立行政法人国際観光 振興機構(JNTO)を通じ て誘致活動を続け、何回か 箱根町で開催された経緯が あるが、会場やアクセスの問 題で、開催が大都市中心と なり、なかなか誘致ができな かった。

しかし、今回の観光庁のマ イルスイヤーの位置付けは、中 小規模の会議や分科会など の開催がさらに活発化する と予想されることから、町と しても、経済効果、国際交流 拡大の絶好の機会でもある たため、引き続き、JNTO、 東京観光財団、横浜観光コ ンベンシヨンビューローなど から情報を入手、また、今年 度から町職員を観光庁に派 遣しているため、マイル関係 の情報もいち早く収集でき る体制にあり、十分に活用し たいと考える。

また、国では、韓国、香港、 中国、タイ、シンガポールか ら、日本を報奨・研修旅行の 目的として検討している企

業や旅行会社の決定権者、 企画担当者などのキーパー ソンを招請し、各地域ならで はの観光の魅力やユニーク プログラムの体験等を紹介 する計画も予定されている ため、町としても国際行事の 誘致を積極的に行っていく。

※M.I.C.E(マイル)とは…

- Meeting(ミーティング) 企業等の会議
Incentive(インセンティブ) 報奨・研修旅行
Convention(コンベンション) 国際団体の総会や学術会議等の国際会議
Event/Exhibition(イベント・エキシビジョン) イベント・展示会・見本市
以上の頭文字をとったものです。

保険 年金

介護保険「主治医意見書作成用」 問診票の採用と今後の取り扱いについて

次点について伺う。 1 介護保険「主治医 意見書作成用」問診票

資料の取り扱いについて 2 個人情報問題や質問事項の 実情と、箱根に合わせた項目づ くりについて 3 途中経過での問診票の有効利 用の可能と利用開始までの今後 の予定について

1 点目について、 介護保険のサービス を利用するにあたり

では、市町村から要介護認 定を受ける必要がある。認定 には要介護者の状況調査と 主治医意見書が必要とな り、意見書作成の資料とし て、折橋議員からの先進事 例の資料提供と提言により、 問診票導入等について、先進 事例の問診票作成の考え方 と経過の確認、箱根町認定 審査委員会との協議、主治 医意見書の基礎資料とする ことについての制度上の問題 点に関係者等で協議・検討 を行った。

その結果、適切な介護認

定、円滑な審査会運営のた めに、主治医意見書の役割は 極めて有効・重要であり、制 度上の問題もないことから、 問診票を導入することで診 察上見えにくい在宅での状 況などを主治医へ事前に提 供することや、主治医や申請 者に極力負担をかけない仕 組みにする必要性を確認し た。

2 点目の個人情報につい ては、認定調査員、町職員に

は守秘義務が課されており、 問診票作成にあたっては法 令遵守を徹底していく。ま た、質問事項の実情に合っ ていないものや箱根に合わせ た項目づくりなどの研究と しては、主治医には在宅等での 生活状況が把握でき、申 請者には、日常生活や介護 上困っていることなどを記入 し易くするため、質問はわか り易い表現としている。

3 点目の今後の予定とし ては、問診票の様式を箱根町 介護認定問診票として確定 し、町内医療機関や小田原

医師会、介護保険申請等に 携わる方々への説明を行い、 介護保険利用者へは問診票 の使用について、広報等で周 知し、10月1日からの介護 認定申請から問診票の使用 を考えている。

主治医意見書は要介護認 定二次判定の基礎資料であ り、介護保険利用者の「医学 的情報源」として重要な書 面である。全国的に統一され た主治医意見書の記載にあ たり、問診票には、本人の日 常的介護状態を知る重要な 価値があるため、町として実 施できるよう指示をした。

介護保険制度が開始され 10年目となった現在、制度の 改正やサービスを利用する 方のニーズも多様化してい るため、今後、町としても利 用者の立場にたった利用し 易い制度であるよう努力し ていく。



問診票